

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	職員課	整理番号	2-1
処分の種類	恩給法に基づく扶助料受給権の消滅			
根拠法令条例等・条項	恩給法(大正12年法律第48号)第80条第2項			
処分の概要	<p>扶助料で、婚姻により権利が消滅するものについては、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる場合、その遺族の扶助料受給権を消滅させることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>恩給法第80条第2項に規定する「事実上婚姻関係と同様ノ事情ニ入りタルト認めラルル遺族」とは、いわゆる内縁関係にある者をいう。 内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要する。</p> <p>(1) 当事者間に、夫婦としての共同生活を維持継続する意思の合致があること。 (2) 夫婦としての共同生活が長期間安定して継続していること。</p>			
基準の制定根拠	平成11年10月22日付恩給総発第147号「恩給手続に関する行政手続法の運用について(通知)」			